

被害者等の少年審判傍聴を制度化する少年法「改正」の成立に

強く抗議する声明

- 1 本年6月11日、被害者等の少年審判傍聴を制度化した少年法「改正」案が、民主、自民、公明の3党による修正を経て、成立した。
- 2 少年審判手続は、「少年の健全な育成」という少年法の目的のもとで、非行少年に対して、責任追及ではなく、非行の背景を解明し、少年の更生に相応しい処分を決定する手続である。そのため、少年審判手続では、発展途上にあつて精神的に未熟な少年が主体的に手続に参加できるよう、家庭裁判所を中心として少年の更生に協力する関係者のみが参加するという手続構造を有している。

少年に対する敵対感情を有している被害者の傍聴は、このような少年審判の手続構造を変容させるものである。まず、被害者が審判を傍聴した場合、少年が萎縮し、非行事実やその背景を語ったり、内省することができなくなり、その結果、健全育成という少年法の目的が達成されない危険が大きい。また、被害者が審判を傍聴しているため少年の成育歴・家族関係などのプライバシーにわたる事項を審判廷で明らかにすることができず適切な処遇選択が困難となること、少年の委縮により事実が明らかにならないことによる冤罪の危険なども問題である。

もちろん、少年犯罪被害者の支援を更に充実させるべきであることはいうまでもない。しかし、被害者等の少年審判傍聴を幅広く認めるという法「改正」は、少年審判の機能、少年法の目的に照らし適切ではない。それゆえ、自由法曹団は、少年法「改正」案に対して、反対の意見を表明してきた。

- 3 今回の「改正」案は、民主ら3党の修正によって、被害者傍聴が認められる要件に「少年の健全育成を妨げるおそれがないこと」が明記され、被害者傍聴を許すには予め弁護士付添人の意見を聴かなければならないとされ、12歳未満の少年の事件が傍聴対象事件から除外された。また、衆参両議院において、審判の支障や少年の委縮に対しての配慮等について7項目にわたる附帯決議が全会一致でなされた。このような修正や附帯決議は、少年法の目的、少年審判の機能の維持の観点から被害者の審判傍聴に歯止めをかけようとしたものであり、一定の評価はできる。

しかしながら、上述の通り、被害者傍聴を制度化すること自体が、少年審判における健全育成のための機能の阻害のおそれを招くものであり、根本的問題は、残ったままである。また、成立した修正案では、被害者傍聴を認める場合の弁護士付添人の選任について、少年及び保護者がこれを必要としない旨の意思を明示したときという例外を認めており、少年や保護者の理解次第では、弁護士付添人の選任規定が無意味化するおそれがある。さらに、修正案は、傍聴とは別途に、家庭裁判所から被害者に対する審判状況の説明義務を設けているが、傍聴に加えてかかる説明を行うという運用の可否についても十分な検討はなされていない。

- 4 自由法曹団は、修正案提出後、拙速な審議で成立に至ったこと、及び、修正されてもなお、少年法の目的・審判の機能を阻害するおそれを有する少年法「改正」が成立したことに強く抗議するとともに、今後の規則制定、具体的運用において、少年の健全育成という目的が維持されるよう最大限の配慮がなされることを求める。

2008年6月24日

自由法曹団 団長 松井 繁明